

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本 題】 企業年金における業務概況の周知について	P1
【様 式 例】 「確定給付企業年金 業務概況のお知らせ（規約型）」	P4
【コ ラ ム】 規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の行政対応③	P6

企業年金における業務概況の周知について

1. はじめに

2001年に制定された確定給付企業年金法において、積立義務、受託者責任および情報開示の3つが受給権保護のための措置として明確化されて以降、企業年金における情報開示の役割は重要性を増しています。企業年金制度の状況を開示することによって、加入者および受給権者に対して制度への理解と安心・信頼感を高める効果が期待されます。また、企業年金の制度運営に関する基本的な情報が適切に開示されていなければ、仮に受託者（事業主、基金の理事および金融機関等）が忠実義務に反する行為を行っていたとしても、当該違反行為が見逃されることとなります。以上のように、情報開示は、企業年金制度の運営の透明性を高めることにより、もって健全かつ適正な制度の運営に寄与するものです。今回は、確定給付企業年金制度および厚生年金基金制度における情報開示、とりわけ「業務概況の周知」について解説します。

2. 業務概況の周知について ～法令編～

確定給付企業年金制度および厚生年金基金制度における情報開示は、「規約の周知」「業務概況の周知」および「監督官庁への報告」という3つの柱から成り立っています。また、監督官庁への報告書、加入員原簿および代議員会の会議録（企業年金基金および厚生年金基金の場合のみ）については、実施事業所等への備付義務および加入者等の閲覧請求権が規定されています。

このうち業務概況の周知に関しては、事業主および年金基金の行為準則の1つとして、加入者への周知義務が課されています。また、受給権者（加入者以外の給付の支給義務を負っている者）に対しても、できる限り同様の措置を講じるよう努力義務が課されています（確定給付企業年金法第73条、厚生年金保険法第177条の2）。

業務概況の周知は、毎事業年度1回以上、＜表1＞に掲げる事項を、＜表2＞の方法により実施することとされています（確定給付企業年金施行規則第87条および厚生年金基金規則第56条の2）。また、周知方法は、受給権者にも周知されるよう配慮に努めなければなりません。

＜表1＞業務概況の周知事項

周 知 事 項	備 考
①給付の種類ごとの標準的な給付の額および給付の設計	規約より参照
②加入者の数および給付の種類ごとの受給権者の数	直近の状況を周知
③給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況	直近の状況を周知
④事業主が資産管理運用機関または基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況	直近の状況を周知
⑤積立金の額、責任準備金の額および最低積立基準額との比較その他積立金の積立での概況	直近の状況を周知
⑥積立金の運用収益または運用損失および資産の構成割合その他積立金の運用の概況	直近の状況を周知
⑦資産運用に係る基本方針の概要 （加入者数300人未満かつ資産額3億円未満の規約型企業年金は対象外）	運用基本方針より参照
⑧その他重要事項	

（注）確定給付企業年金施行規則第87条第1項および厚生年金基金規則第56条の2第1項を基に作成。

<表2>業務概況の周知方法

周知事項	具体例
①常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法	社内掲示板
②書面を加入者に交付する方法	刊行物（「年金だより」など）
③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法	社内LAN ホームページ など
④その他周知が確実に行われる方法	説明会の開催など

(注) 確定給付企業年金施行規則第87条第2項および厚生年金基金規則第56条の2第2項を基に作成。

3. 業務概況の周知について ～実践編～

前述の通り、企業年金における業務概況の周知は、加入者および受給権者の制度への理解を深め、もって健全かつ適正な制度運営を行うために必要かつ重要なものです。また、この観点に立てば、周知される内容は、加入者等にとってできるだけ分かり易いものである必要があります。

しかし、法令では、周知の頻度、周知事項および周知方法については定められていますが、具体的な様式等については特に規定されていません。この点は事業主および年金基金の自主性に委ねられていますが、一方で、「どの様な様式が望ましいのか?」「何か雛型はないか?」というご意見・ご質問も多く寄せられています。

そこで、今回は確定給付企業年金（規約型）を対象に、業務概況の周知のための「雛型」をご案内するとともに、記入時の留意点について解説いたします。確定給付企業年金のご担当者様におかれましては、業務概況の周知における様式例としてご参照いただければ幸いです。

◆◆◆「確定給付企業年金 業務概況のお知らせ（規約型）」記入要領 ◆◆◆

- ・この雛形は、「確定給付企業年金規約」および行政へ提出する「決算に関する報告書」「事業報告書」等から該当項目を転記いただくことにより、業務概況の周知を効率的に実施することを目的に作成したものです。
- ・この雛形はあくまでも例示に過ぎません。制度の実績や実態に即して、適宜修正のうえご使用くださいますようお願いいたします。
- ・この雛型は、平成23年9月末現在の法令等に基づいて作成しております。今後の法令等の改正によっては項目に変更等が生じる可能性がありますので、ご留意ください。

①給付の種類ごとの標準的な給付の額および給付の設計

確定給付企業年金規約および事業報告書をご参照のうえ、実態に基づきご記入ください。「受給資格」欄および「給付計算」欄の記載例は以下の通りです。

■受給資格（記載例）

老 齢 給付金	<p><年 金> 【例1】 加入者期間20年以上かつ支給開始年齢60歳の場合 加入者期間が20年以上の加入者または加入者であった者が60歳に達したとき</p> <p>【例2】 例1の条件に加え、55歳以上で実施事業所に使用されなくなったときに支給する場合 ①加入者期間が20年以上の加入者または加入者であった者が60歳に達したとき ②加入者期間が20年以上の加入者または加入者であった者が55歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったとき</p> <p><一時金> 老齢給付金の受給権者が裁定請求をするとき、または年金の支給を開始してから5年を経過した日以後保証期間が終了するまでの間に一時金請求するとき。</p>
脱 退 一時金	<p>次の①②のいずれかに該当したとき（死亡による資格喪失を除く）。</p> <p>①加入者期間が3年以上20年未満で、加入者の資格を喪失したとき ②加入者期間が20年以上かつ60歳未満で、加入者の資格を喪失したとき</p>
遺 族 給付金	<p>次に掲げる者が死亡したときに、一時金として支給。</p> <p>①老齢給付金の支給を受けている者 ②加入者期間が3年以上の加入者 ③加入者期間が20年以上の加入者であった者で脱退一時金の支給繰下げの申出をしている者</p>

■給付計算（記載例：給与比例制度の場合）

老 齢 給付金	<p><年 金> 資格喪失日時点の基準給与 × 退職事由および加入者期間に応じた乗率 × 喪失時年齢別乗率</p> <p><一時金> 老齢給付金（年金）額 × 選択一時金給付乗率</p>
脱 退 一時金	<p>①加入者期間3年以上20年未満：資格喪失日時点の基準給与×退職事由および加入者期間に応じた乗率</p> <p>②加入者期間20年以上かつ60歳未満：上記①の額 × 繰下げ乗率</p>
遺 族 給付金	<p>①老齢給付金の支給を受けている者：老齢給付金（年金）額 × 残余保証期間に応じた乗率</p> <p>②加入者期間が3年以上の加入者：死亡日時点の基準給与 × 加入者期間に応じた乗率</p> <p>③加入者期間が20年以上の加入者であった者で脱退一時金の支給繰下げの申出をしている者： 資格喪失日時点の基準給与 × 退職事由に応じた乗率 × 脱退一時金繰下げ期間に応じた乗率</p>

②加入者の数および給付の種類ごとの受給権者の数

「事業報告書」をご参照のうえご記入ください。

③給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況

「事業報告書」をご参照のうえご記入ください。

④事業主が資産管理運用機関または基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

「事業報告書」をご参照のうえご記入ください。

⑤積立金の額、責任準備金の額および最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況

「決算に関する報告書」をご参照のうえご記入ください。「継続基準」欄および「非継続基準」欄の記載例は以下の通りです。

■継続基準（記載例）

【例1】1.05であり、基準を満たしています。
【例2】0.96であり、基準に抵触しています。

■非継続基準（記載例）

【例1】0.95*であり、基準を満たしています。
【例2】0.82*であり、基準に抵触しています。
※平成24年3月31日までの基準は0.9です。

⑥積立金の運用収益または運用損失および資産の構成割合その他積立金の運用の概況

「事業報告書」をご参照のうえ、実態に基づきご記入ください。「運用状況」欄の記載例は以下の通りです。

■運用状況（記載例）

平成●●年度は、金融市場の回復期待により景気は持ち直しつつあり、その影響を受け、資産運用利回りは○.○○%、運用収益は△△△百万円となりました。今後も金融経済情勢を注視しながら、中長期的な安定運用を図って参ります。

⑦資産運用に係る基本方針の概要

加入者数300人以上または資産額3億円以上の制度では、資産運用に係る基本方針の策定が義務付けられているため、本項目についても周知する必要があります。お客さまが策定している基本方針をご参照のうえ、実態に基づきご記入ください。「運用目的」欄、「運用目標」欄および「資産構成についての方針」欄の記載例は以下の通りです。

■運用目的（記載例）

規約に定めた年金たる給付および一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、必要とされる総合収益の下振れリスクなどに留意しつつ、長期的に確保することを目的としています。

■運用目標（記載例）

年金財政上の予定利率、各運用資産ごとの市場における収益率（ベンチマーク）および各運用資産ごとのベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（複合ベンチマーク）を長期的に上回ることを目標としています。各投資対象資産のベンチマークは、次の指標に基づいています。

国内債券：NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス総合
新株予約権付社債：日興 CB・パフォーマンス・インデックス
国内株式：東証株価指数（TOPIX）【配当込み】
外貨建債券：シティグループ世界国債インデックス【日本除く、円換算】
外貨建株式：MSCI KOKUSAI【円換算・配当再投資】
短期運用資産：コール・ローン（翌日物、有担保）

■資産構成についての方針（記載例）

【例1】政策アセット・ミックスを採用している場合
基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率間の相関係数を考慮した上で、将来にわたる最適な組み合わせである政策的資産構成割合（政策アセット・ミックス）を定め、これに基づく資産構成割合を維持するように努めます。この政策アセット・ミックスは、当制度の成熟度および財政状況等を勘案し、長期的観点から策定します。また、必要に応じて政策アセット・ミックスの見直しを行います。

【例2】政策アセット・ミックスを未採用の場合
基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率間の相関係数および当制度の成熟度、財政状況等を考慮した資産構成を採用し、必要に応じて見直しを行います。

⑧その他重要事項

「報告事項」欄は、給付設計の変更または掛金の見直しを行ったときに、その事実を記載するなどの活用方法が考えられます。「貸借対照表・損益計算書」欄は、「決算に関する報告書」をご参照のうえご記入ください。

<ご参考資料> 企業年金ノート2011年2月号 コラム「加入者等への業務概況の周知」
<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201102.pdf>

「確定給付企業年金 業務概況のお知らせ(規約型)」

確定給付企業年金 業務概況のお知らせ(規約型)

平成●●年度の決算状況および業務概況をお知らせいたします(平成●●年●月●日現在)。

1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

■ 給付の設計

給付の種類		受給資格	給付計算
老齢給付金	年金		
	一時金		
脱退一時金			
遺族給付金			

■ 標準的な給付設計

(単位:円)

給付の種類		退職時年齢	勤続期間	標準的な給付額
老齢給付金	年金			
	一時金			
脱退一時金				

2. 加入者の数及び給付の種類ごとの受給者の数

(単位:人)

(単位:人)

加入者数	
男子	
女子	
合計	

受給権者数	
受給者	
待期者	
合計	

3. 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況

給付の種類		件数	給付金額(円)
老齢給付金	年金		
	一時金		
脱退一時金			
遺族給付金			

4. 事業主が資産管理運用機関に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の納付の概況

(単位:円、%、人)

	納付決定額①		納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①	納付決定対象加入者数
		内加入者負担金分					
標準掛金							
特別掛金							

5. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立での概況

■ 確定給付企業年金制度では、毎年「継続基準」「非継続基準」による財政検証が実施され、年金資産の積立基準が不十分と判断された場合は、掛金増額が必要となります。

■ 財政検証

純資産額①	
数理上資産額②	
時価ベース利回り③	
継続基準((②+⑤)/④) 1.00以上	
責任準備金④	
許容繰越不足金⑤	
非継続基準(①/⑥) 1.00以上	
最低積立基準額⑥	

■ 継続基準

年金制度が今後も継続することを前提として、将来の年金給付に必要な積立金を保有しているかを検証します。

■ 非継続基準

年金制度が基準日時点で終了した場合に、加入者や受給権者の受給権が確保されているかを検証します。

■ 用語説明

責任準備金	将来の給付を行うために現在時点において保有しておくべき理論上の積立金
最低積立基準額	これまでの加入期間に応じて発生したとみなされる給付(最低保全給付)の現価
許容繰越不足金	決算時に行う継続基準の財政検証において、不足金(純資産額が責任準備金を下回る金額)として繰り越すことが許容される金額の限度額

6.積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

■ 運用状況

--

■ 政策的資産構成割合 (単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計	期待収益率	リスク
構成割合							100.0	%	%

■ 資産別残高及び資産構成割合 (単位:百万円、%)

	国内債券	新株予約 権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	資産合計
時価総額								
構成割合								100.0
(備考)	その他資産の内訳							
		○○○	○○○	○○○	短期資産	合計		
	時価総額							

■ 運用機関別資産残高 (単位:百万円)

信託銀行	資産合計	生命保険会社	資産合計	金融商品取引業者	資産合計
○○信託銀行		○○生命保険		○○投資顧問	

	資産合計
農業共同組合連合会	

7.基本方針の概要

■ 運用目的

--

■ 運用目標

--

■ 資産構成についての方針

--

8.その他報告事項

■ 報告事項

--

■ 平成○○年度 貸借対照表・損益計算書

貸借対照表

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額

損益計算書

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額

りそなコラム

規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の行政対応③

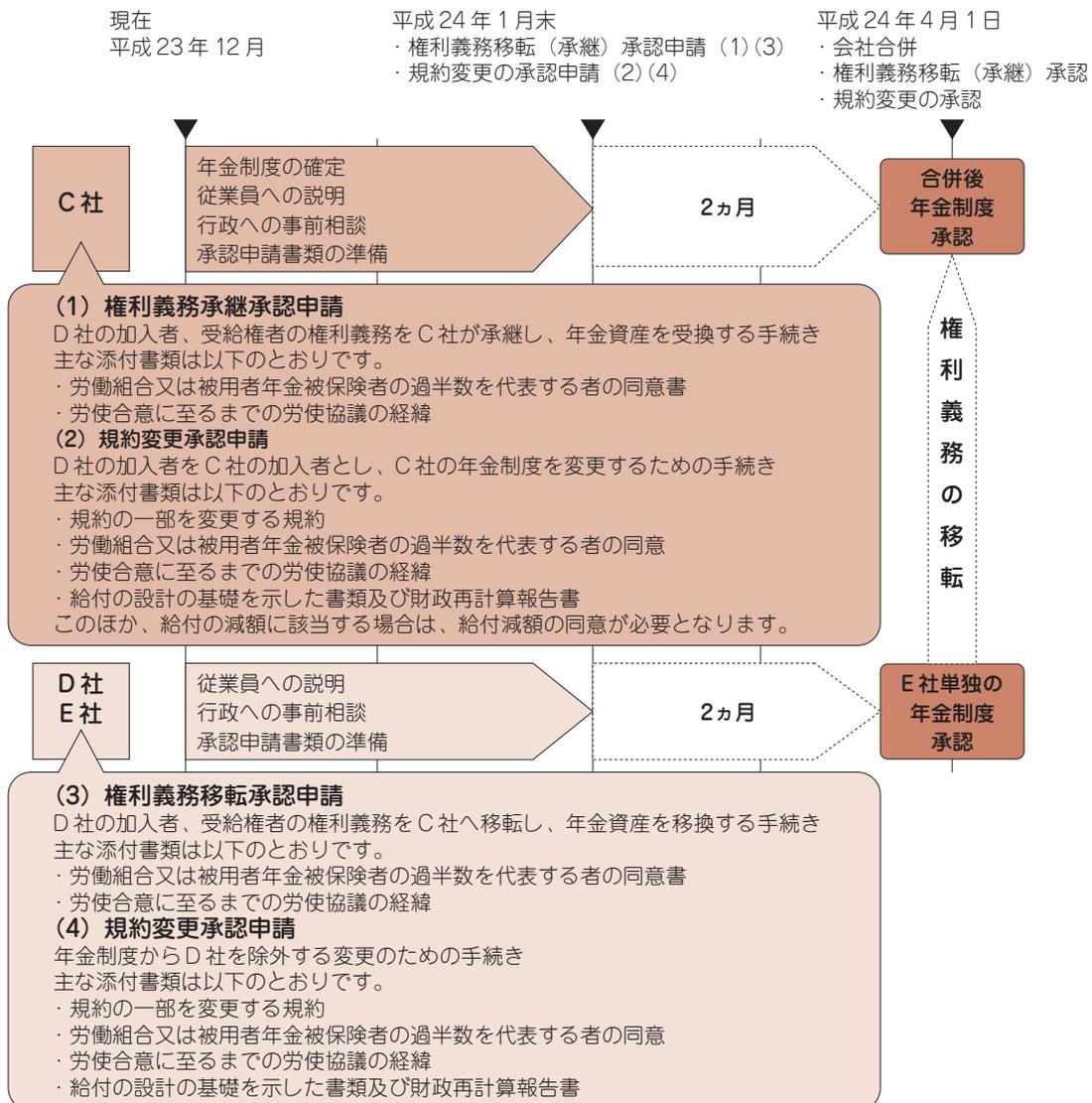
第21回のコラムのテーマは前回に引き続き、「規約型確定給付企業年金制度における会社合併時の対応」についてです。規約型の確定給付企業年金制度を実施している会社（C社）を担当している信託銀行の営業マン「Aさん」が、C社とD社が合併する際の年金制度の行政手続に関する提案書を作成するにあたって、お客さまのニーズと制度内容を確認した結果、次のとおりでした。

- ・ 合併によって消滅するD社は、合併には関係のないE社と共同で年金制度を実施している。合併後は、E社のみで現行の年金制度を継続する。
- ・ 合併時に厚生年金保険の適用事業所を統合する予定。
- ・ 退職給付制度全体でみたC社とD社の給付水準は同程度である。しかし、C社は退職金のうち60%を年金制度から支給している一方、D社は退職金の全て（100%）を年金制度から支給しているため、年金制度自体の給付水準はC社とD社で大きく異なる。
- ・ 合併後の退職金制度は現在検討中。合併後の年金制度は、C社と同様の制度としたいが、D社の従業員にとっては年金制度からの給付が減少するため、同意が得られるかはわからない。
- ・ 合併日は平成24年4月1日。

今回は、上記の結果を踏まえて提案書を作成したAさんが、C社のF部長を訪問するところからです。

Aさん：まず、こちらのケース①をご覧ください。

ケース①【合併と同時に年金制度を統合する場合】



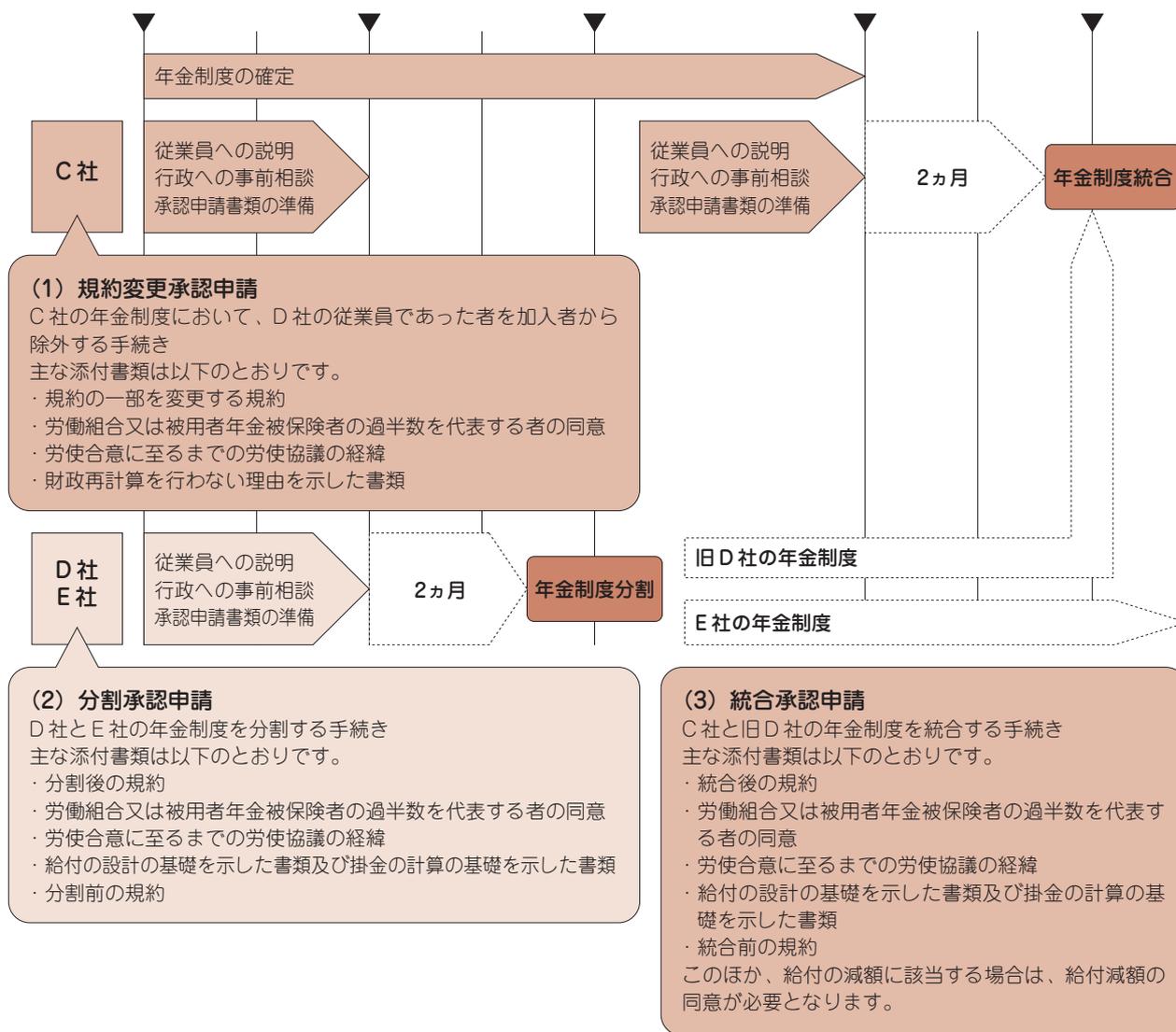
Aさん：会社合併と同時に年金制度を統合される場合、合併の2ヶ月前までに規約変更の承認申請 [ケース① (2)・(4)] を行う必要があります。また、D社とE社の年金資産を分割して、D社に係る年金資産をC社の年金制度へ移換いただくための手続きとして、権利義務の移転（承継）の承認申請 [ケース① (1)・(3)] が必要です。この手続きのためには、合併が4ヶ月後ですから、今から2ヶ月以内に年金制度の内容を確定いただき、従業員の皆様にご説明をいただいたうえで同意を取得していただく必要があります。

F部長：年金制度は、従業員の退職後の生活設計に直結するので、十分に労使協議を行って決定したいと考えている。たった2ヶ月では、従業員から同意が得られないように思うのだが。何か別の方法があれば教えてほしいのだけど・・・

Aさん：それでは、こちらのケース②をご覧ください。

ケース②【合併後に年金制度の統合をする場合】

現在	平成24年1月末	平成24年4月1日	平成〇年〇月末	平成〇年〇月〇日
平成23年12月	・規約変更承認申請(1) ・分割承認申請(2)	・会社合併 ・年金制度分割の承認 ・規約変更の承認	・統合承認申請(3)	・年金制度統合の承認



Aさん：会社の合併と年金制度の統合を切り離して考えていただくケースです。会社合併時に、C社は規約変更の承認申請〔ケース②（1）〕を、D社とE社は年金制度を分割する承認申請〔ケース②（2）〕をそれぞれ行っていただく必要がありますが、年金制度を統合されるまでの間、合併後もC社とD社それぞれ現行の給付内容を継続いただくことができます。ただし、C社とD社の厚生年金の適用事業所を統合される場合は、合併後1年以内に年金制度を統合していただく必要があります。なお、ケース②に従ってお手続きをされた場合、D社とE社の年金制度を一旦分割しますので、D社とE社の現行の年金規約がこの時点で消滅いたします。従って、D社とE社それぞれ新たに年金規約を作成して承認を受けていただくことになります。その後、年金制度の統合の承認申請〔ケース②（3）〕の際に、C社の年金規約と分割後のD社の年金規約が消滅いたしますので、統合後の年金規約を作成して承認を受けていただくことになります。

F部長：ケース②のとおり進めることとしよう。合併と同時に年金制度を統合しなくてよいなら、現行制度を継続して、その間にじっくりと退職金制度および年金制度の検討をしようと思う。ケース②のとおり進めることで、年金制度の統合については1年ほどの猶予期間があることがわかったが、その場合でも平成24年1月には行政手続きが必要なんだね。また、C社と旧D社を統合して1つの厚生年金保険適用事業所にしてしまうと制度を1年以内に統合しなければならないのであれば、厚生年金の適用事業所を別々にすることも検討しよう。行政への手続きがよくわかったよ、ありがとう。実際の申請手続の際も、各種申請書類の作成にあたってはいろいろとアドバイスをお願いするよ。

Aさん：もちろん、全力でサポートさせていただきます。

+

+

企業年金ノート No.524

平成23年12月 リそな銀行発行



RESONA

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3384

リそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>】

リそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00

※土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。